

## 平成22年度決算に基づく 健全化判断比率・資金不足比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、町の財政状況を公表します。

この法律は、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐため、法律で定められた指標により、毎年度財政状況をチェックし、危険な兆しがある場合には、早期かつ計画的に健全化を図ることを目的としています。

公表する指標は、「①実質赤字比率」「②連結実質赤字比率」「③実質公債費比率」「④将来負担比率」の4つの指標と、地方公営企業「ガス事業会計」と法非適用企業「農業集落排水事業特別会計」における資金不足比率です。

早期健全化基準・経営健全化基準を超えた場合、財政健全化計画の策定義務が生じ、財政健全化に向けた取り組みが必要となります。更に財政再生基準を超えた場合、財政再生計画の策定義務が生じ、起債や単独事業の実施が制限されるなど、事実上国等の管理下に置かれ、確実な財政再建を図ることになります。

平成22年度決算に基づく長南町の各指標は、すべて基準の範囲内であり、昨年度比率よりも改善傾向にありますが、依然と高い水準にありますので、今後も行財政の健全化を更に推進してまいります。

区分	町の健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
	H21	H22		
①実質赤字比率	—	—	15.0%	20.0%
②連結実質赤字比率	—	—	20.0%	40.0%
③実質公債費比率	16.9%	15.8%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	161.0%	134.7%	350.0%	

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は、赤字額がないため該当がありません。

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
ガス事業会計	—	20.0%

※資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当がありません。

## 健全化判断比率の対象範囲

町の会計	普通会計等	一般会計	 実質赤字比率	 連続実質赤字比率	 実質公債費比率	
		笠森靈園事業特別会計	 実質赤字比率			
	公営事業会計	国民健康保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
		老人保健特別会計				
		介護保険特別会計				
	公営企業 (法非適用企業) 含む	農業集落排水事業特別会計	 資金不足比率	 連続実質赤字比率	 実質公債費比率	
		ガス事業会計	 資金不足比率			
	町以外の会計	長生郡市広域町村圏組合				
		九十九里地域水道企業団				
		千葉県市町村総合事務組合				
		千葉県後期高齢者医療広域連合				
		千葉県地方土地開発公社				